

新潟市衛生害虫駆除用薬剤購入費補助金申請について

1 補助金交付の対象となる薬剤

防疫用殺虫剤及び不快害虫駆除用殺虫剤に限ります。
 (農薬・園芸用及びアメンロ駆除用薬剤及び家庭用殺虫剤等は対象になりません)

薬剤の種類	有効成分名 (商品名とは異なります)	剤型				
		①乳剤	②粉剤	③油剤	④粒剤	⑤発泡剤
有機塩素系殺虫剤	オルトジクロロベンゼン	(*1) ◎				
有機リン系殺虫剤	ジクロルボス	(*2) ◎		(*4) ○		
	フェニトロチオン	(*3) ◎	◎	(*5) ○		
	フェンチオン	△	△	△	◎	
	トリクロルホン	△	◎			
ピレスロイド系殺虫剤	フタルスリン	△		(*6) ○		
昆虫成長制御剤	ジフルベンズロン					◎
	ピリプロキシフェン				○	◎

- ◎ … 「有効成分」と「剤型」の組み合わせで申請が最も多いものです。
- … 「有効成分」と「剤型」の組み合わせはありますが、申請がほとんどないものです。
- △ … 「有効成分」と「剤型」の組み合わせはありますが、申請実績のないものです。
- 空欄 … 「有効成分」と「剤型」の組み合わせのないものです。

(*1)～(*3)の乳剤について

単体成分の商品もありますが(*1)～(*3)の成分のうち2種類を抽出し、混合した商品が主流です。一般的には2種混合乳剤として流通しています。

(*4)～(*6)の油剤について

単体成分の商品もありますが(*4)～(*6)の成分などを混合させた商品の方が多く流通しています。

① 乳剤

主に発生源(幼虫)対策用に用いられ、水で希釈して使用します。汎用性が広く、専用の散布機具がなくてもじょうろ等の代用で使うことができますが、排水路等に散布する場合は河川や池・堀などへの流れ込みに注意が必要です。

② 粉剤

そのままでも使用はできますが、屋外での散布には基本的に専用の散布機具が必要となる成虫対策用の薬剤です。散布機具使用時には広範囲に拡散するため、住宅密集地での使用には適していません。

③ 油剤

成虫対策用の薬剤ですが可燃性が高く、専用の散布機具を必要とするため広範囲に拡散する恐れがあり、環境保全の観点からできるだけ使用を避けていただくよう、お願いをしている薬剤です。

④ 粒剤

有効成分をペレット状に固めた発生源(幼虫)対策用薬剤です。取扱いや保管がしやすいのが特徴ですが、排水路等に散布する場合は乳剤と同様に河川や池・堀などへの流れ込みに注意が必要です。

⑤ 発泡剤(錠)

害虫類(昆虫)が脱皮時に出すホルモンのバランスを崩し、羽化(成虫に)させないという発生源(幼虫)対策用の薬剤です。取扱い・保管が容易で安全性が高く、長期の駆除効果が望めるのが特徴です。

2 薬剤の購入について

- ・ 防疫用殺虫剤及び不快害虫駆除用殺虫剤の取扱いのある販売業者であれば、どちらでご購入いただいても構いません。
- ・ 過度の薬剤散布は環境汚染に繋がるだけでなく最悪の場合、事故に繋がりがねません。購入に際しましては、地域の状況や駆除対象害虫をよく把握した上で、実情にあった薬剤を選定してください。
- ・ 販売店がわからない場合や薬剤の選定については保健所環境衛生課までお問い合わせください。

3 申請の受付と補助金交付のお知らせ

- ・ 当該年度の4月1日から翌年の1月31日が受付期間となります。
- ・ 受付した申請書は提出いただいた月末に一括処理し、補助金交付の確定後、2ヵ月以内にご指定の口座へお振込みする予定です。
(例:4月受付⇒6月中のお振込み)
- ・ お振込みの期日につきましては申請代表者(自治会・町内会長)宛てに送付する確定通知に別紙を同封してお知らせいたします。

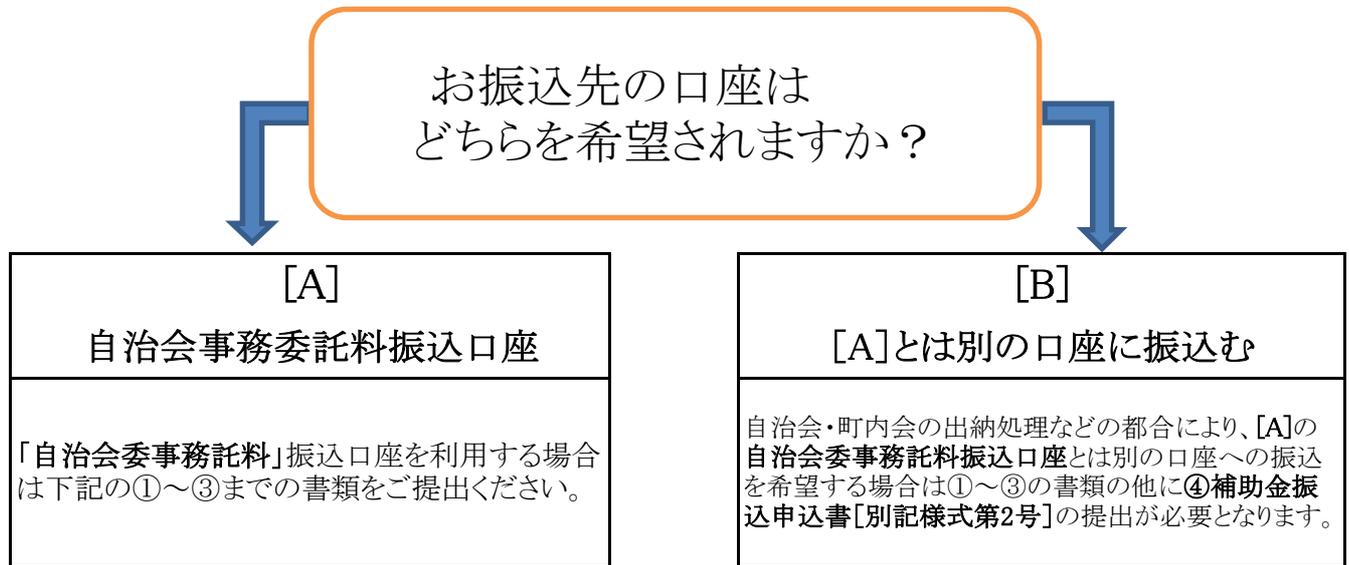
お問い合わせ先

新潟市保健所環境衛生課生活環境係(新潟市総合保健医療センター3階)

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 電話 025-212-8269(直通)

4 申請書類

お振込みを希望する口座によってご提出いただく申請関連書類の枚数が変わります。



- ① 補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)
- ② 薬剤購入に関わる見積書またはその写し
- ③ 薬剤購入時の領収書またはその写し

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)
- ② 薬剤購入に関わる見積書またはその写し
- ③ 薬剤購入時の領収書またはその写し
- ④ 補助金振込申込書[別記様式第2号]

申請関連書類3通

申請関連書類4通

申請書の受付は・・・

- ・各区の区民生活課(出張所・連絡所でも受付しております)
- ・中央区のみ「窓口サービス課」
- ・保健所環境衛生課

で行っております。

*「行政サービス・コーナー」「公民館」では受付できません。



① 補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)【[A][B]とも共通】

別紙の記入例を参考に必要事項をご記入ください。

② 薬剤購入に関わる見積書またはその写し【[A][B]とも共通】

購入予定業者へ作成・発行を依頼し、ご提出ください。

③ 薬剤購入時の領収書またはその写し【[A][B]とも共通】

見積書の作成を請け負った業者の領収書が必要となります。宛名・金額が見積書と同一であることをご確認ください。

④ 補助金振込申込書(別記様式第2号)【[B]の利用時のみ】

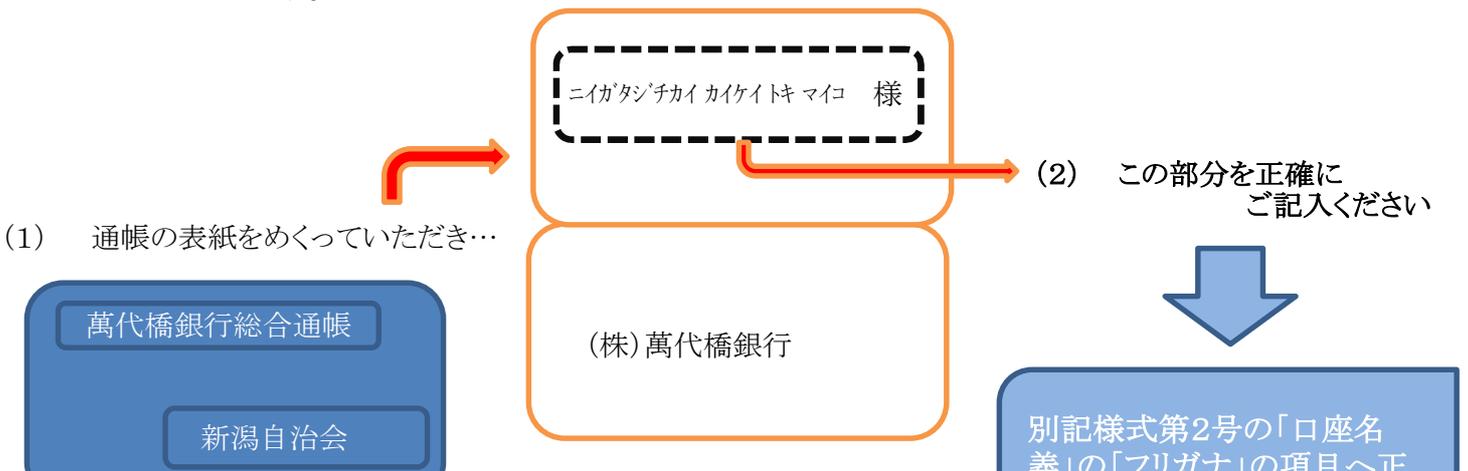
[A]の自治会委託料振込口座とは別の口座へのお振込みをご希望される場合のみ、ご記入及びご提出ください。なお、ご記入に際しては下記の点についてご注意ください。

・ 口座名義

通帳の「カタカナ」で記載されている名義(金融機関に届出されている名義)を確認の上、正確にご記入ください。振込の処理はすべて電算での処理を行いますので、記入に誤りがあるとお振込みができません。記入の間違い例をご参照いただき、ご記入いただきますようお願いいたします。

	正しいフリガナ	間違ったフリガナ
自治会	ジチカイ	ジジカイ、ヂヂカイ
町内会	チヨウナイカイ	チヨーナイカイ、チヨオナイカイ
1丁目	1チヨウメ	1チヨーム、1チヨメ
大通	オオドオリ	オオドウリ、オウドウリ

* 口座名義の「カタカナ」表記は通帳表紙の裏面に記載されています。通帳の表紙に記載された名義とは違う場合もありますので必ず「カタカナ」部分をご確認いただき、ご記入いただけますようお願いいたします。



5 補助金額の算出について

剤型	補助基準額 〔 1kgもしくは 10あたり 〕	補助金の額
乳剤	720円	購入額(消費税を含む)の2分の1の額が補助金(100円未満切捨て)になります。 ただし、購入した薬剤の1kgまたは10あたりの単価が補助基準額(②)よりも高い場合は、補助基準額に購入量を乗じて得た金額の2分の1の額が補助金となります。
粉剤	380円	
油剤	420円	
粒剤	2,400円	
発泡剤・粒剤 (昆虫成長制御剤)	20,000円	

単位の修正

*購入した薬剤によって、単位の修正が必要になるものがあります。

例	500cc → 0.5ℓ	500cc入り乳剤を3本購入	→	1,500cc	→	1.5ℓ
	100g → 0.1kg	100g入りの発泡剤を5袋購入	→	500g	→	0.5kg

補助金の算出例その【1】

*100g入り発泡剤、32袋(3.2kg)を38,016円(消費税を含む)で購入予定と仮定します。

- ① 1kgあたりの単価を計算します。 → $38,016円 \div 3.2kg = 11,880円$
 ② 補助基準額と比較します。 → 補助基準額:20,000円 > 1kgあたりの単価:11,880円

この場合、1kgあたりの単価が補助基準額を下回っていますので、**1kgあたりの単価購入量を乗じます。**

- ③ $11,880円 \times 3.2kg = 38,016円$
 ④ 「③」で得た金額の2分の1 $38,016円 \div 2 = 19,008円$
 ⑤ 100円未満は切捨てとなりますので **補助金額:19,000円**となります。

補助金の算出例その【2】

*18ℓ入り乳剤を1缶、14,040円(消費税を含む)で購入予定と仮定します。

- ① 10あたりの単価を計算します。 → $14,040円 \div 18ℓ = 780円$
 ② 補助基準額と比較します。 → 補助基準額:720円 < 10あたりの単価:780円

この場合、10あたりの単価が補助基準額を上回っていますので、**補助基準額に購入量を乗じます。**

③ $720\text{円} \times 180 = 12,960\text{円}$

④ 「③」で得た金額の2分の1 $12,960\text{円} \div 2 = 6,480\text{円}$

⑤ 100円未満は切捨てとなりますので **補助金額:6,400円**となります。